第48回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

第48期（2017年12月１日から2018年11月30日まで）

事業報告
　１．業務の適正を確保するための体制
　　（内部統制システムの構築に関する基本方針）
　２．業務の適正を確保するための体制の運用状況
計算書類
　個別注記表

株式会社 ジャステック

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jastec.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

１．業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの構築に関する基本方針）

（2018年11月30日現在）

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて、次のとおり当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備します。（会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハ）

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第１号）

① 当社は、代表取締役社長直轄の「情報セキュリティ管理室」を設置しており、情報セキュリティマネジメントマニュアル等の諸規程等を定め、当社が取扱うすべての情報資産を適切に保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立して、情報処理設備およびそこで取扱う情報の不正利用、破壊および滅失の防止ならびに天災等からの保護に努めることとします。（当社は、「ＩＳＯ27001」の認証を一般財団法人日本品質保証機構より受けております。）

② 当社は、「個人情報保護マネジメントシステム」を定めており、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を整備し、個人情報の保護に努めることとします。（当社は、「プライバシーマーク」の付与を一般財団法人日本情報経済社会推進協会より受けております。）

③ 当社は、法令に基づく備置書類および公告義務書類をはじめ、会社経営および業務執行に係る重要文書の保存およびその管理を適正かつ円滑に行うことを目的として、「情報センター」を設置しており、「情報センター運営規則」を定め、重要文書の登録、保存および閲覧等に関する取扱いを一元的に管理することとします。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の4第2項第２号）

① 当社は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限およびその行使に関する所定の手続きを定め、取締役会、代表取締役社長、取締役、執行役員および管理職社員の責任と権限を明確にし、業務を執行することとします。

② 当社は、代表取締役社長直轄の組織として、各部署の業務計画に対する進捗状況、予測状況およびそれらの推移に係る予算統制を執行する「予算編成委員会」を設置しており、予算編成委員会は予算統制状況を定時取締役会へ報告することとします。

③ 当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、役職員による不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めることとします。

④ 当社は、次の国際標準のマネジメント要件を具備したマネジメントおよびそのリスクに対処するシステムを構築しており、継続的かつ実践的な運用を行うこととします。

１）情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＯ27001）

２）品質マネジメントシステム（ＩＳＯ9001、ＣＭＭＩ）

３）環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001）

⑤ 当社は、事業継続計画を策定して災害等による損失の危険に備えるとともに、企業集団の全般的な取組みとして、当社および企業集団の業務に係るリスクを識別し対処する包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第３号）

① 当社は、中長期事業計画、年度総合予算および経営課題等に関する重要な経営情報の共有化を図る一方、提案制度に基づく社員から経営への提言機会を設けるとともに、能力主義の具現化および人事評価の公平性を保つため、人事評価プロセスの明確化および評価結果の社内開示等を行っております。経営全般に関する透明度を高め、社内の組織的および人的牽制機能を確立し効率的な職務執行を実践することとします。

② 当社は、毎月開催する定時取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。

③ 当社は、執行役員制度を導入しており、「取締役会の経営に関する意思決定機能ならびに業務執行に対する監視監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能およびその責任」との区分を明確化することとします。

(4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第４号）

① 当社は、法令の遵守はもとより広く社会一般から求められている価値観や倫理観に基づいて誠実にかつ責任を持って行動するために、「企業行動憲章」を定めており、この憲章を遵守して企業活動に取り組むこととします。

② 当社は、「企業行動憲章」で『良き企業市民として、社会の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を開き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』ことを会社の内外に向けて宣言するとともに、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」を定め、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨を役職員に周知し、徹底することとします。

③ 当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役を構成員とする「ＣＳＲ委員会」を設置しており、企業のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の構築と整備ならびに監視を行なうこととし、企業の社会的責任、企業倫理および法令遵守の意識の周知徹底を図ることとします。

④ 当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で会計監査、組織および制度監査、業務監査等を実施し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を取締役会および監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査対象部署に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号）

(5)-1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号-イ）

① 毎月開催する当社の定時取締役会において、各子会社の業務計画に対する進捗状況および事業年度末における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有

化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。

(5)-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号-ロ）

① 当社は、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

(5)-3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号-ハ）

① 代表取締役社長直轄の「監査室」は、企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するために業務監査を実施または統括し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を取締役会および監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査対象会社に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。

② 監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。

(5)-4. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号-ニ）

① 当社は、企業集団各社のＣＳＲ（Corporate Social Responsibility）ならびに経営理念および基本戦略を尊重するとともに、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策ならびに企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範および規則を整備することとします。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第１号）

① 当社は、監査等委員会が職務の補助者を要請する場合には、監査等委員会付社員を置くこととします。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないこととします。

② 当該社員の任命、異動等人事権に係る事項については、監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

(7) 前号の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第２号）

① 監査等委員会の要請に基づいて監査等委員会付社員を置く場合、当該社員は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

② 当該社員の人事考課等については、監査等委員会の評価に基づいて監査等委員会の事前の同意を得て取締役会が決定することとします。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第３号）

① 監査等委員会付社員を置く場合、当該社員が監査等委員会の指揮命令に従うものである旨を周知徹底することとします。

(9) 監査等委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第110条の4第1項第４号）

(9)-1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第４号ーイ）

① 当社は、毎月開催する定時取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末時点における予測状況ならびにそれらの推移を報告することとしており、必要に応じ、監査等委員以外の取締役および社員の職務執行について意見交換を実施することとします。

② 監査等委員以外の取締役および社員は、法令または定款に違反する重大な行為および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告することとします。

③ 当社は、社員がコンプライアンスに関して問題等を発見した場合の相談および通報窓口として社内に「ヘルプライン」を設置するとともに、社外の法律事務所に社内から独立した相談および通報窓口を設置することとします。その担当部門であるコンプライアンス室は通報の状況について、通報者の保護に配慮したうえで、取締役会および監査等委員会に適時報告することとします。

④ 監査等委員は、「情報センター」に保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、独自の判断に基づき随時閲覧可能となっており、必要な場合には、監査等委員以外の取締役および社員に説明を求めることができることとします。

(9)-2. 子会社の取締役および使用人または当該取締役および使用人から報告を受けたものが当社の監査等委員会に報告をするための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第４号ーロ）

① 子会社の取締役および社員は、法令等の違反行為および企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を当該子会社の監査役ならびに当社の監査等委員会および当該子会社を管理する当社部門に報告することとします。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第５号）

① 当社は、監査等委員会への報告を行った当社ならびに子会社の取締役、監査役および社員に対して、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、企業集団の役職員に周知することとします。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第６号）

① 監査等委員が職務の執行に伴う費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用または債務を支払うこととします。

② 監査等委員の職務の執行に伴い発生する経常的な監査費用については、毎期、一定額の予算を設けることとします。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第７号）

① 監査等委員は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。

② 監査等委員は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施することができることとします。

③ 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、監査上の課題および監査体制の整備等について意見交換を実施することができることとします。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前項に記載した「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における主な運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会は13回開催し、監査等委員以外の取締役および監査等委員である取締役が出席して、取締役の職務の執行の適法性および妥当性の観点に基づき、その職務を監督しました。また、監査等委員会は13回開催し、監査等委員である取締役全員が出席して、取締役および当社の業務執行の監査等を行いました。

(2) 反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力排除のために、取引先と反社会的勢力排除の覚書を締結するとともに、外部調査機関を活用して取引先が反社会的勢力でないことの確認をしました。

(3) 内部通報制度の充実

当社は、社員がコンプライアンスに関して問題等を発見した場合の相談および通報窓口として「ヘルプライン」および社外通報窓口で対応しており、機能していることを確認しました。

(4) マネジメントシステムの登録更新およびＣＭＭＩ成熟度レベル５の達成

当社は、一般財団法人日本品質保証機構より、2018年3月24日付で「情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＯ27001)」の登録更新を、2018年10月15日付で一般財団法人日本情報経済社会推進協会により「プライバシーマーク」の登録更新を受けました。また、2018年6月初旬に、米国ＣＭＭＩ Institute ＬＬＣ．の高成熟度ＳＣＡＭＰＩリードアプレイザを中心としたアプレイザルチームによる、ＣＭＭＩ「連続表現」の正式アプレイザル（評定）を実施し、2018年6月15日付でＣＭＭＩ成熟度レベル５を達成しているとの評定を受けました。

(注)ＣＭＭＩとは

ＣＭＭＩ(Capability Maturity Model Integration:『能力成熟度モデル統合』)は、組織のあらゆるビジネスプロセスに対する能力度と組織の成熟度を評価する国際標準的指標です。

米国カーネギーメロン大学のソフトウェア工学研究所(SEI)が開発したモデル群で、組織がプロセスを改善することに役立つベストプラクティスを適用する手引きを提供しています。これらのベストプラクティスは、顧客および最終利用者のニーズを満たすための高品質の製品とサービスを開発する活動に焦点を合わせています。

(5) 主な教育・研修の実施状況

当社は、取締役および社員のコンプライアンスへの理解を深め、職務執行を適正に行う環境を整備するために、主にコンプライアンス、情報セキュリティ、個人情報保護および環境に関する教育・研修を実施しました。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

(2) 子　会　社　株　式……移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品…… 個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	８～24年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	６～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

４．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) プログラム保証引当金

販売済ソフトウェア製品の保証期間中における補修費に充てるため、売上高に対応した補修費を過去の実績に基づいて計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する業績連動賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額相当額を計上しております。

６．収益および費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

７．消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	265,401千円
２．関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債務	5,858千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	36,911千円
営業取引以外による取引高	111千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	18,287,000	－	－	18,287,000

２．自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,093,382	254,720	47,700	1,300,402

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年２月22日 定時株主総会	普通株式	515,808	30	2017年11月30日	2018年２月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年２月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	509,597	30	2018年 11月30日	2019年 ２月28日

４．当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)
2012年２月23日開催の定時株主総会決議によるストック・オプション	普通株式	27,500
2013年２月21日開催の定時株主総会決議によるストック・オプション	普通株式	48,800
2014年２月20日開催の定時株主総会決議によるストック・オプション	普通株式	96,500
2015年２月26日開催の定時株主総会決議によるストック・オプション	普通株式	124,800
2016年２月25日開催の定時株主総会決議によるストック・オプション	普通株式	151,000

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	23,270千円
未払賞与に係る社会保険料	33,079千円
役員退職慰労引当金	172,177千円
退職給付引当金	27,876千円
資産除去債務	17,582千円
ゴルフ会員権評価損	16,021千円
繰越欠損金	22,093千円
その他有価証券評価差額金	41,475千円
その他	8,929千円
繰延税金資産小計	362,507千円
評価性引当額	△52,723千円
繰延税金資産合計	309,783千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△7,904千円
繰延税金負債合計	△7,904千円
繰延税金資産の純額	301,879千円
うち「流動資産」計上額	82,741千円
うち「投資その他の資産」計上額	219,137千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別内訳

法定実効税率	30.9%
（調整項目）	
交際費等永久に損金と認められないもの	1.0%
受取配当金等永久に益金と認められないもの	△0.0%
住民税均等割額	0.6%
評価性引当額の増減額	△0.0%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、独立系のソフトウェア会社として、経営理念の特色を生かし、自立した企業体質を維持するためにも、安定した資金計画が事業継続の絶対条件であります。

従って、従来から大手ユーザーの基幹システムに係るソフトウェア開発の継続的受注に努め、安定的な収入の確保と生産性向上に見合った経費を予算化して支出の歯止めをかけ、無理のない資金計画を推進できる財務体質の強化に努めております。

以上の方針に基づき、資金運用については、余資を安全性の高い金融資産により運用しております。デリバティブ取引については、行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

① 売掛金

営業債権である売掛金に係る取引先の信用リスクは、売掛金管理規程に従い、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、信用状況を年１回見直し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握および軽減を図っております。

② 有価証券および投資有価証券

主として満期保有目的の債券、株式、投資信託である有価証券および投資有価証券に係る市場価格の変動リスクは、有価証券管理規程に従い、定期的に時価または発行体の財務状況等を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

③ 買掛金、未払金および未払法人税等

営業債務である買掛金、未払金および未払法人税等に係る流動性リスクは、月次の予算統制に基づき、適時に資金繰り計画を作成することにより、管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注) ２参照)。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	8,306,454	8,306,454	－
(2) 売掛金	2,219,952		
貸倒引当金（*）	6,659		
	2,213,293	2,213,293	－
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	401,719	1,719
その他有価証券	3,862,003	3,862,003	－
資産計	14,781,752	14,783,471	1,719
(1) 買掛金	496,443	496,443	－
(2) 未払金	1,167,826	1,167,826	－
(3) 未払法人税等	217,140	217,140	－
負債計	1,881,409	1,881,409	－

（*）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	10,000

上記については、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。なお、上記は当社の非連結子会社である株式会社アドバートの株式であります。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　948円11銭

２．１株当たり当期純利益　91円52銭